

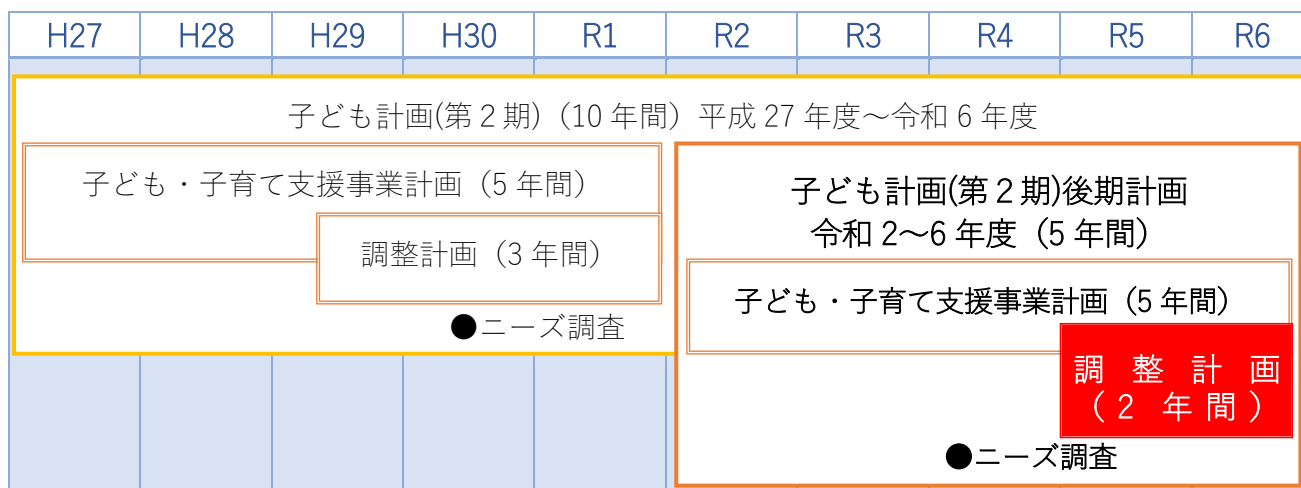
令和4年4月22日
 子ども・若者部
 子ども・若者支援課

子ども・子育て支援事業計画の中間年の見直しにおける 調整計画の策定とニーズ調査の実施について

1 主旨

区は、令和2年度から6年度までを期間とする「世田谷区子ども計画(第2期)後期計画」に内包して、「子ども・子育て支援事業計画(以下、「支援事業計画」)」を策定し、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業に関する需要量見込みと供給体制の確保内容、実施時期を定め、子ども・子育て会議で進捗管理を行いながら、計画的な体制の整備と業務の円滑な実施に取り組んでいる。

令和2年度以降、保育待機児童の解消、育児休業の利用の拡大、テレワークの普及等により、働き方や子どもと子育て家庭を取り巻く状況は、大きく変化している。また、国の基本指針により、計画期間の中間年を目安とし、必要に応じて見直しを行うこと、が示されていることから、本年5月に、就学前児童及び就学児童の保護者を対象とした「子ども・子育て支援事業計画ニーズ調査(以下、「ニーズ調査」)」を実施し、その結果や直近の世田谷区将来人口推計、これまでの進捗状況等を踏まえたうえで、「支援事業計画」を見直し、令和5・6年度を計画期間とする「支援事業計画調整計画(以下、「調整計画」)」を令和5年3月に策定する。



2 子ども・子育て支援法上の支援事業計画の位置づけ

子ども・子育て支援法では、市町村は「支援事業計画」を定めるとされており、国の基本指針により、①教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の利用状況の把握や保護者に対する利用希望把握調査を行い、これらを踏まえて、量の見込みを推計し、具体的な目標設定を行うこと、②各年度の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、確保内容、時期を定めること、③期間を5年間とし、状況を踏まえ、計画期間の中間年を目安とし、必要に応じて見直しを行うことが示されている。

3 調整計画の期間

令和5年度から6年度(2年間)

4 調整計画の概要

(1)策定時期及び方法

本年5月に実施する未就学児及び就学児の保護者を対象とした「ニーズ調査」の結果や直近の世田谷区将来人口推計、これまでの進捗状況等を踏まえたうえで、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業に関する需要量見込みを再算定し、令和5年3月に「調整計画」を定める。なお、本件は、子ども・子育て支援法第61条第7項に基づき、子ども・子育て会議で検討する。

(2)未就学児及び就学児の保護者を対象としたニーズ調査の実施

子ども・子育て支援法に基づく「支援事業計画」の策定のための全国自治体での共通調査項目に、区の独自の調査項目を加えて、実施する。

	就学前児童保護者調査	就学児童保護者調査
①対象	区内在住の0歳～5歳児童の保護者 各年齢1,000人 計6,000人 【参考】回収数(有効回収率)0～5歳 H30年度 3,123/6,000 (52.1%) H25年度 3,685/6,000 (61.4%)	区内在住の6歳～11歳児童の保護者 各年齢1,000人 計6,000人 【参考】回収数(有効回収率)6～9歳 H30年度 2,212/4,000 (55.3%) H25年度 1,855/4,000 (46.4%)
②抽出方法	住民基本台帳から層化二段無作為抽出法(基準日:令和4年4月1日)	
③調査方法	郵送配布及び郵送・インターネット回収 【H30年度】郵送配布及び郵送回収	
④調査期間	令和4年5月9日から23日まで(予定)	

5 調整計画の策定にあたっての考え方

(1)子どもと子育て家庭を取り巻く状況

①社会状況と国等の動向

(ア) 現在の支援事業計画を策定して以降、コロナ禍の影響もあり、育児休業の利用の拡大、テレワークの普及等により、働き方や子育てを取り巻く環境は、多様化している。

(イ) コロナ禍において、日常的に人と会う機会や外出を控える傾向があり、同居していない家族・親戚、友人や近所の方等に子育ての手伝いを頼みにくい状況や相談しにくい状況があり、人と人とのつながりの中で子育てが難しくなっている。

(ウ) 区の出生数及び合計特殊出生率ともに増加傾向にあったが、平成29年から減少傾向にあり、令和2年の出生数は6,684人、合計特殊出生率は0.99(国1.34、東京都1.13)となった。なお、国や東京都も同様の傾向となっている。

(エ) 国は、令和5年4月に「こども家庭庁」の設置を目指しており、今国会では、子ども関連政策の理念などを定める子ども基本法案の審議も行われる予定である。また、子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化等を行うため、令和6年4月からの児童福祉法等の一部改正を予定している。

②将来人口推計

(ア) 0～5歳人口は、前回の計画策定時の平成29年推計値では、令和6年度まで45,000人前後を横ばいで推移すると推計していたが、令和2年の実績値は43,995人（推計値44,908人より約1,000人減）、令和3年は42,738人（推計値44,721人より約2,000人減）となった。令和3年7月の人口推計補正值では、令和4年度以降、毎年約1,000人の減少を予想している。

(イ) 6～11歳人口は、前回の計画策定時の平成29年推計値では、令和4年度まで毎年約1,000人増加し、それ以降も、増加で推移すると推計していたが、令和2年の実績値は44,215人（推計値44,450人より約200人減）、令和3年は44,903人（推計値45,486人より約600人減）となった。令和3年7月人口推計補正值では、令和4年度以降、概ね横ばいと予想している。

③子ども・子育て家庭の状況

3～5歳児の9割程度が保育所や幼稚園を利用している一方、0～2歳児は家庭養育の割合が高く、0歳児の75.1%が家庭で養育されている。1歳児及び2歳児は家庭での養育から保育所等の利用に移る傾向があるが、0歳児の養育状況の変化はみられない。また、3歳児は家庭での養育や幼稚園から保育所等の利用に移る傾向があり、4歳児及び5歳児は幼稚園から保育所等の利用に移る傾向がある。

(2)世田谷区子ども・子育て会議での評価・検証及び課題抽出

- ①0歳児は、在宅で子育てしている家庭が多いという現状を踏まえ、子ども・子育て支援事業計画の見直し検討とあわせて、制度の運用面での検討を行う必要がある。
- ②子どもの数の現状だけをみて支援や施設を減らすのではなく、子ども計画に掲げる「子ども主体」、当事者主体の視点で、検討する必要がある。
- ③妊娠期から支援につながる仕組みや保育所等の地域の子育て施設の充実が図られた一方、コロナ禍でこれまでのように祖父母や友人等の支援を受けにくい状況や気軽に子育て施設や相談の場に足を運びにくい状況も重なり、人とのつながりの中での子育てが難しい状況にある。
- ④保育待機児童数が0となっているが、依然として希望する保育施設に入園することができない方や、半径2km以内の保育施設に空きがありながら入園できていない方なども一定数存在する。このような状況を分析し、どのような希望があるのか丁寧なニーズ把握が必要である。また、コロナ禍において、集団保育での感染を恐れる気持ちと働きたい気持ちの葛藤を抱えている保護者も多い点も、考慮する必要がある。
- ⑤コロナ禍の影響もあり、育児休業を取得する家庭が多いため、その育児休業中の家庭が一時保育やおでかけひろばを利用する事例が多く、これまで以上に、在宅子育て支援の重要性が増している。

(3)調整計画の策定にあたっての視点

現在の子ども計画（第2期）は、平成27年度を初年度としたその先10年後に目指すべき姿を「子どもがいきいきわくわく育つまち」の実現としている。このたびの調整計画の策定にあたっては、その実現を目指すとともに、「子ども・子育て応援都市」として、令和7年度からの10年間の計画である、子ども計画（第3期）につながる施策の展望も見据えて、以下の5つの視点を踏まえる。

①働き方や子育ての多様化への対応

コロナ禍の影響もあり、育児休業の利用の拡大、テレワークの普及等により、働き方や子育ての環境は変化しており、子どもと子育て家庭の状況は、これまで以上に多様化している。人口推計や世帯の動態、子育て家庭へのニーズ調査や利用者へのヒアリング等をもとに、保護者のライフスタイルや働き方、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の利用意向の変化を把握・検証し、確保量の見込みを検討する。

②地域のつながりの中での子育ての充実

後期計画では、すべての子どもが、家庭や地域、周囲の人との関わりの中で、健やかに育つまちを目指している。困難な状況にある家庭に必要な支援につなげることも重要であるが、日常的に子育て家庭が、地域の人々や子育て支援につながっていることがより大切であるため、すべての子どもや家庭を対象とする一次予防の施策を充実させる。

③在宅子育て家庭の育児負担の軽減

0～2歳児は、在宅で子育てしている家庭が多いという現状があるため、各事業の確保量の見直しに限らず、利用要件の見直し等も検討し、在宅子育て家庭の育児負担を軽減させるための支援を充実させる。

④子ども主体、当事者主体の視点

近年、出生数や未就学児童数が減少していることについて、単に子どもの数の減少にあわせて確保量を減少させるのではなく、出産や子育てを希望する方が子どもと楽しみながら子育てできる環境を整えるためにも、子ども計画に掲げる子どもを権利の主体としてその最善の利益を保障するという視点、当事者主体の視点で、各事業の必要性や効果を十分に考慮して検討する。

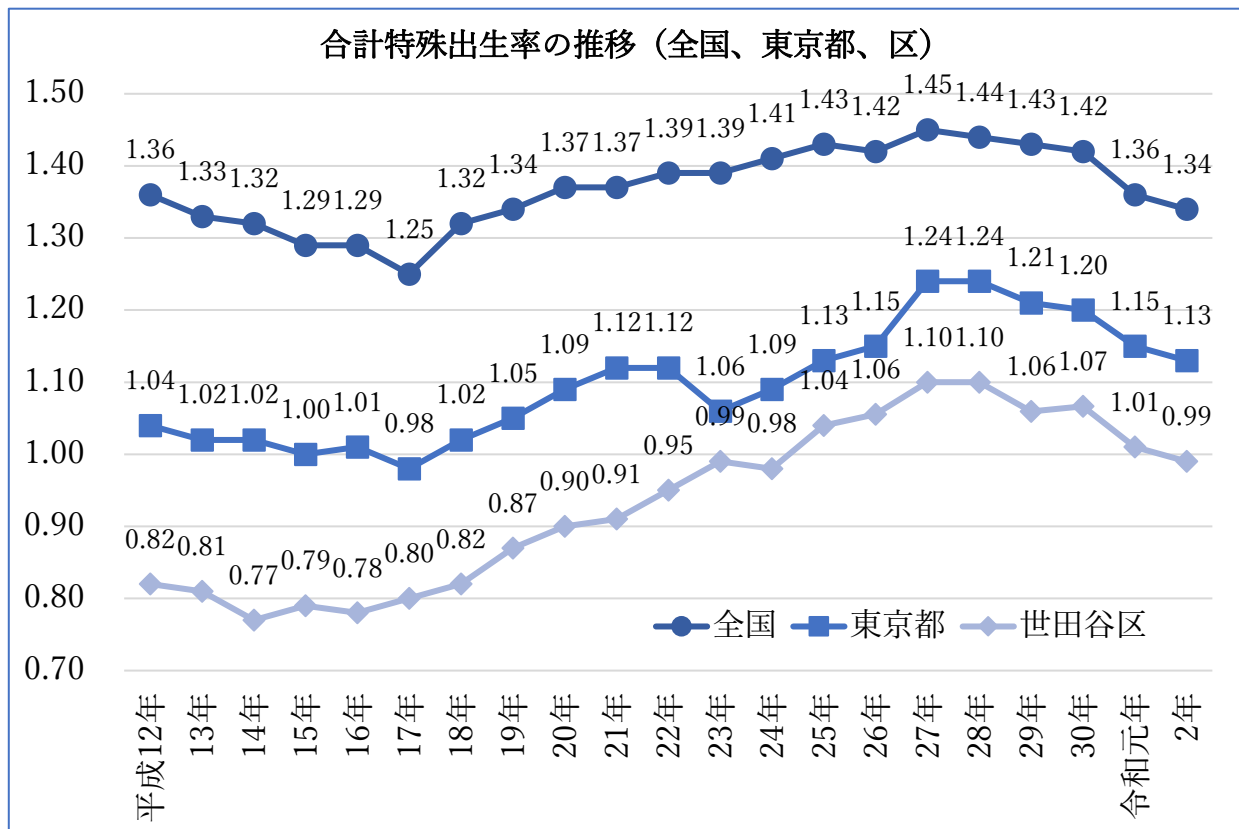
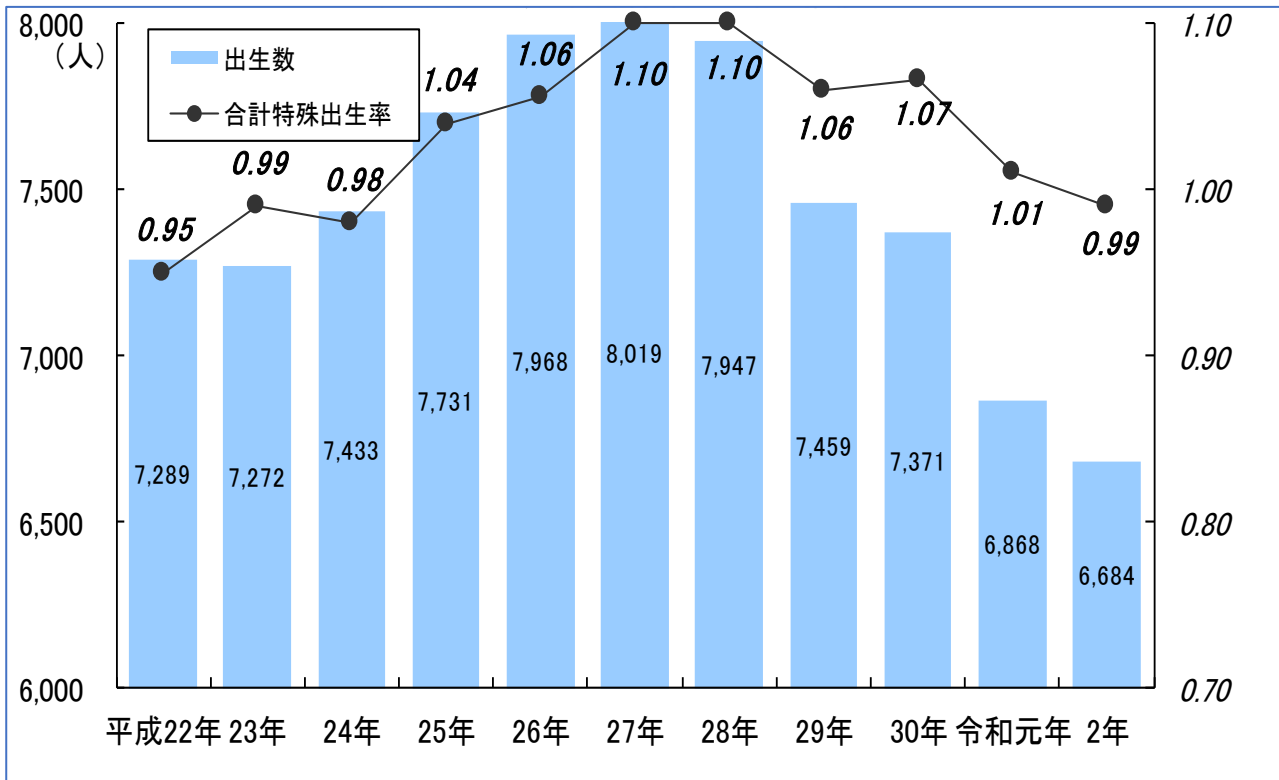
⑤子ども・子育て施策のバージョンアップ

「子ども・子育て応援都市」として、子どもや若者、子育て施策をバージョンアップさせ、多様な生き方や子育てを支えるため、保育園・幼稚園を含む子ども関連施設での在宅子育て支援の充実や児童館の地区展開等を図ることも視野に入れながら、令和7年度からの10年間の計画である子ども計画（第3期）につながるよう各事業の方向性を検討する。なお、調整計画の策定後も、コロナ禍からの復興の状況によって、方向性を見直す必要が生じた場合は、子ども計画（第3期）策定の中で、改めて検討する。

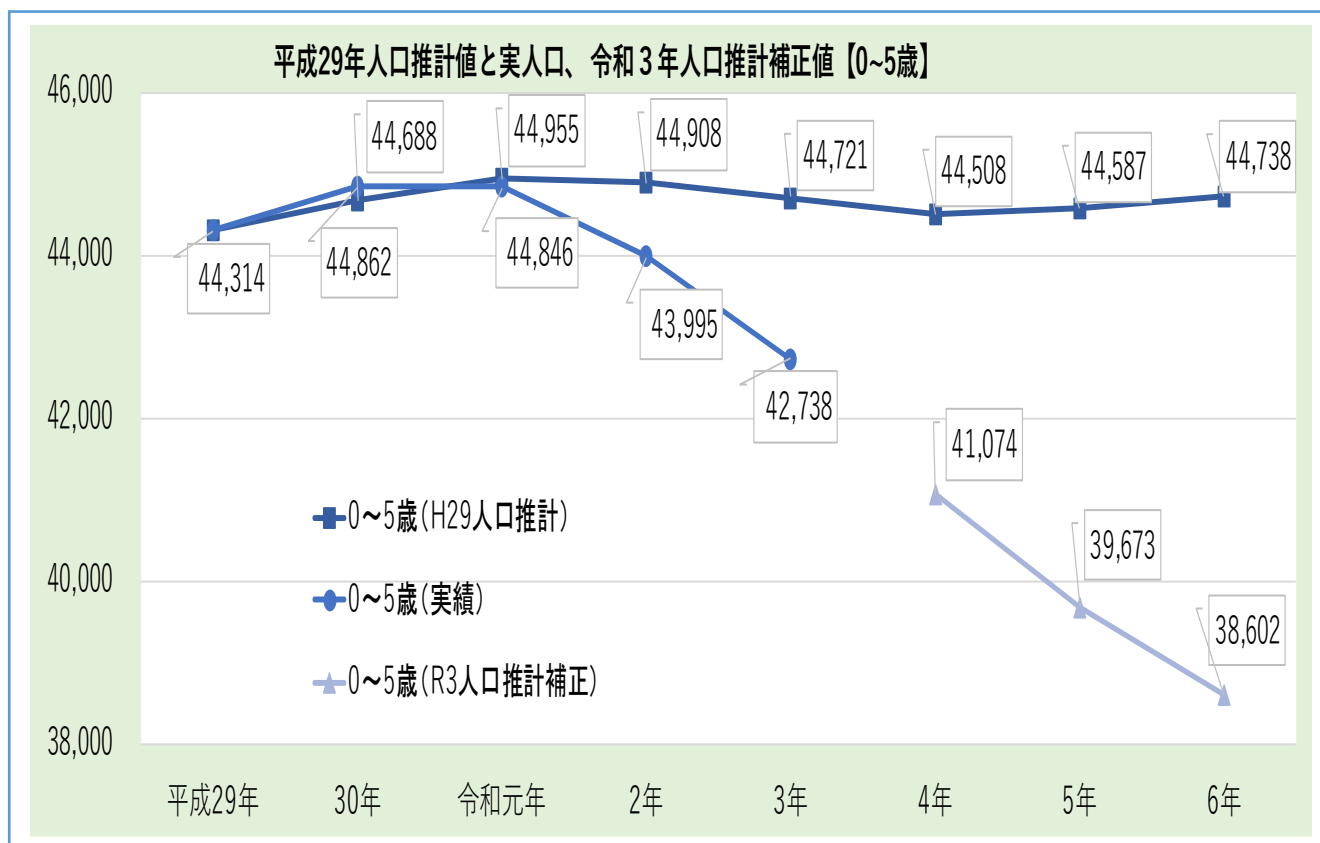
6 今後のスケジュール（予定）

令和4年	5月	ニーズ調査の実施（2週間程度）
	7月	子ども・子育て会議（調査速報値、調整計画素案の意見聴取） 福祉保健常任委員会（調整計画素案に向けた検討状況）
	9月	福祉保健常任委員会（ニーズ調査速報値、調整計画素案の報告）
	11月	子ども・子育て会議（調整計画案の意見聴取）
令和5年	2月	福祉保健常任委員会（調整計画案の報告）
	3月	調整計画の策定

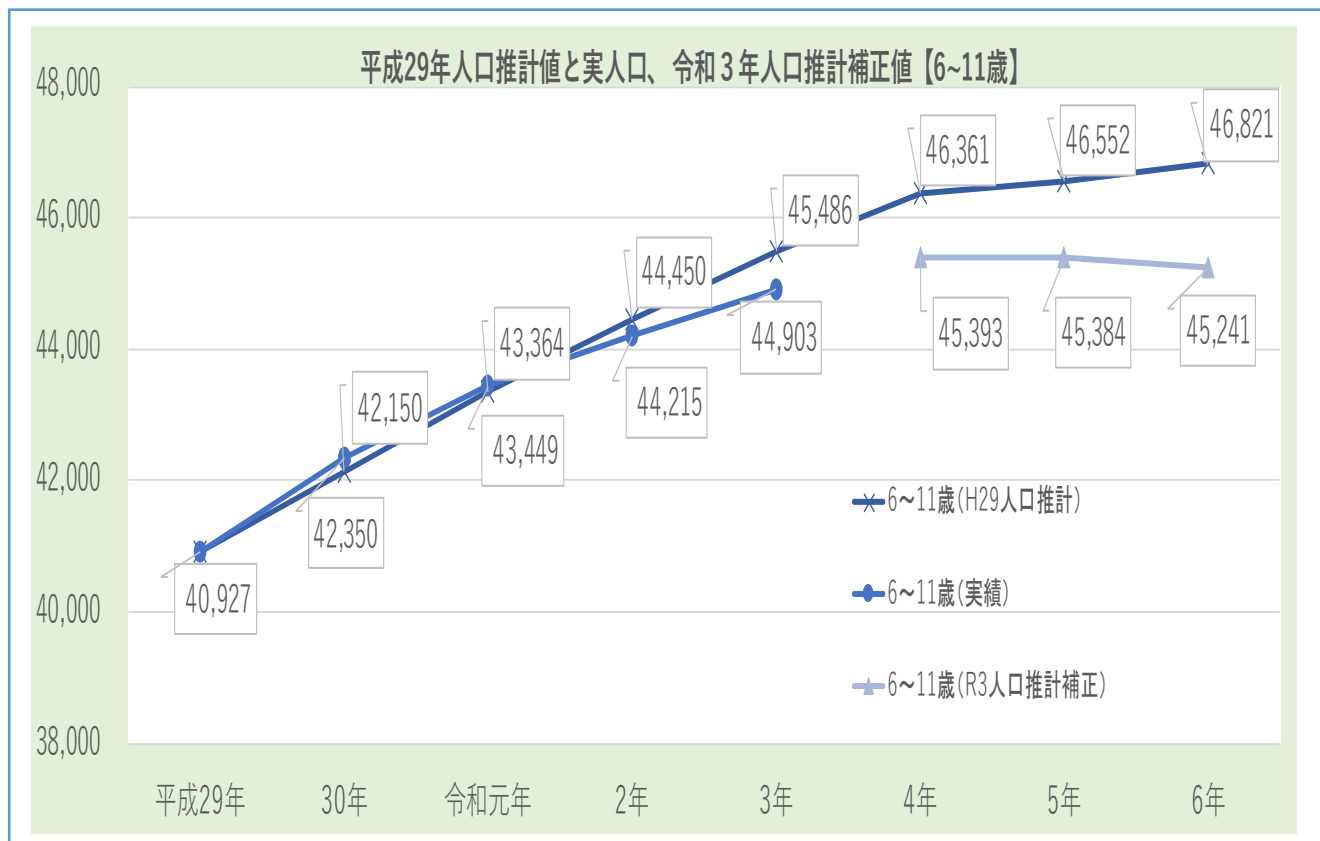
【世田谷区の出生数と合計特殊出生率の推移 ※保健福祉総合事業概要（統計編）より】



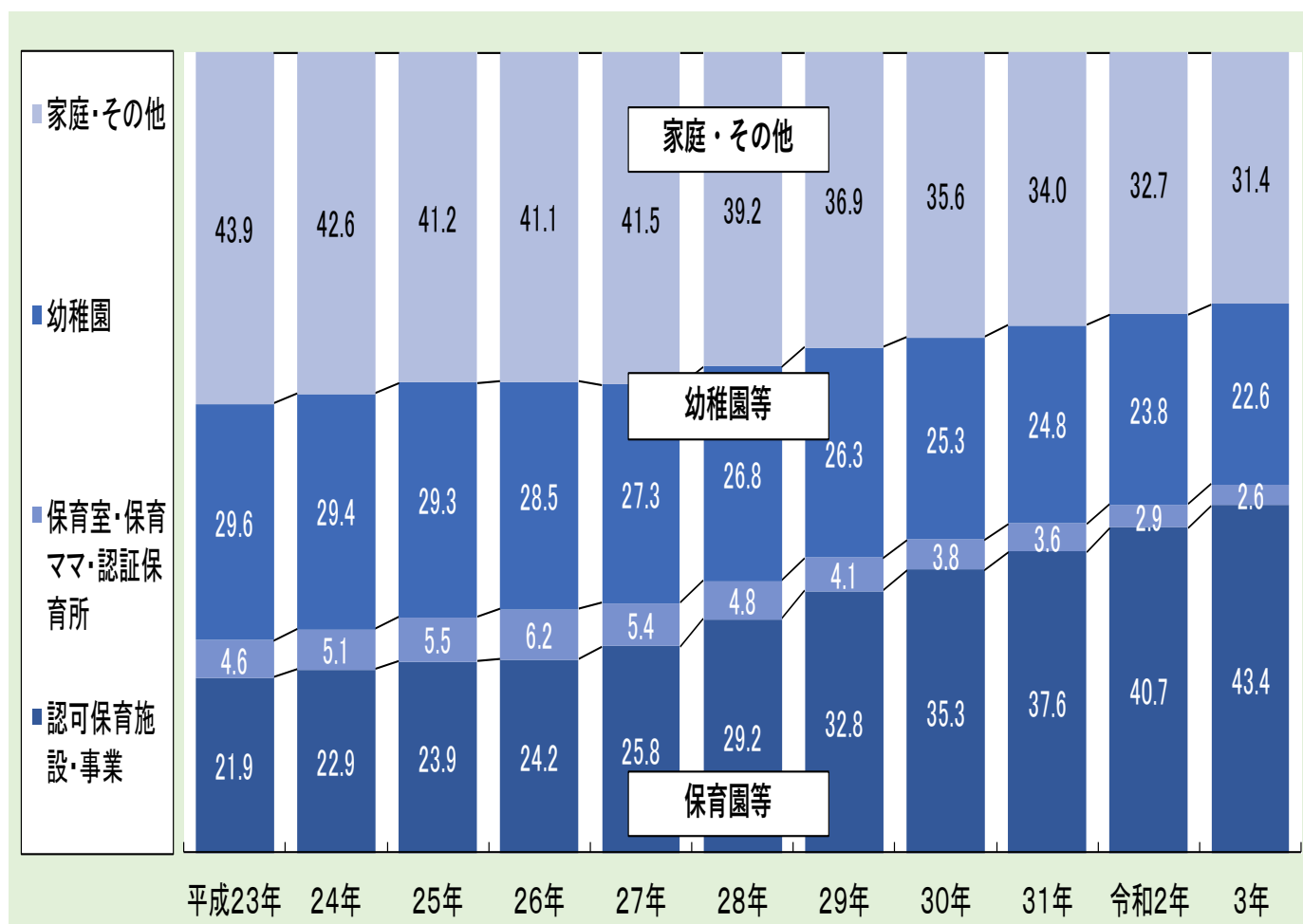
【平成 29 年人口推計値と実人口、令和 3 年人口推計補正值（0～5 歳）】



【平成 29 年人口推計値と実人口、令和 3 年人口推計補正值（6～11 歳）】



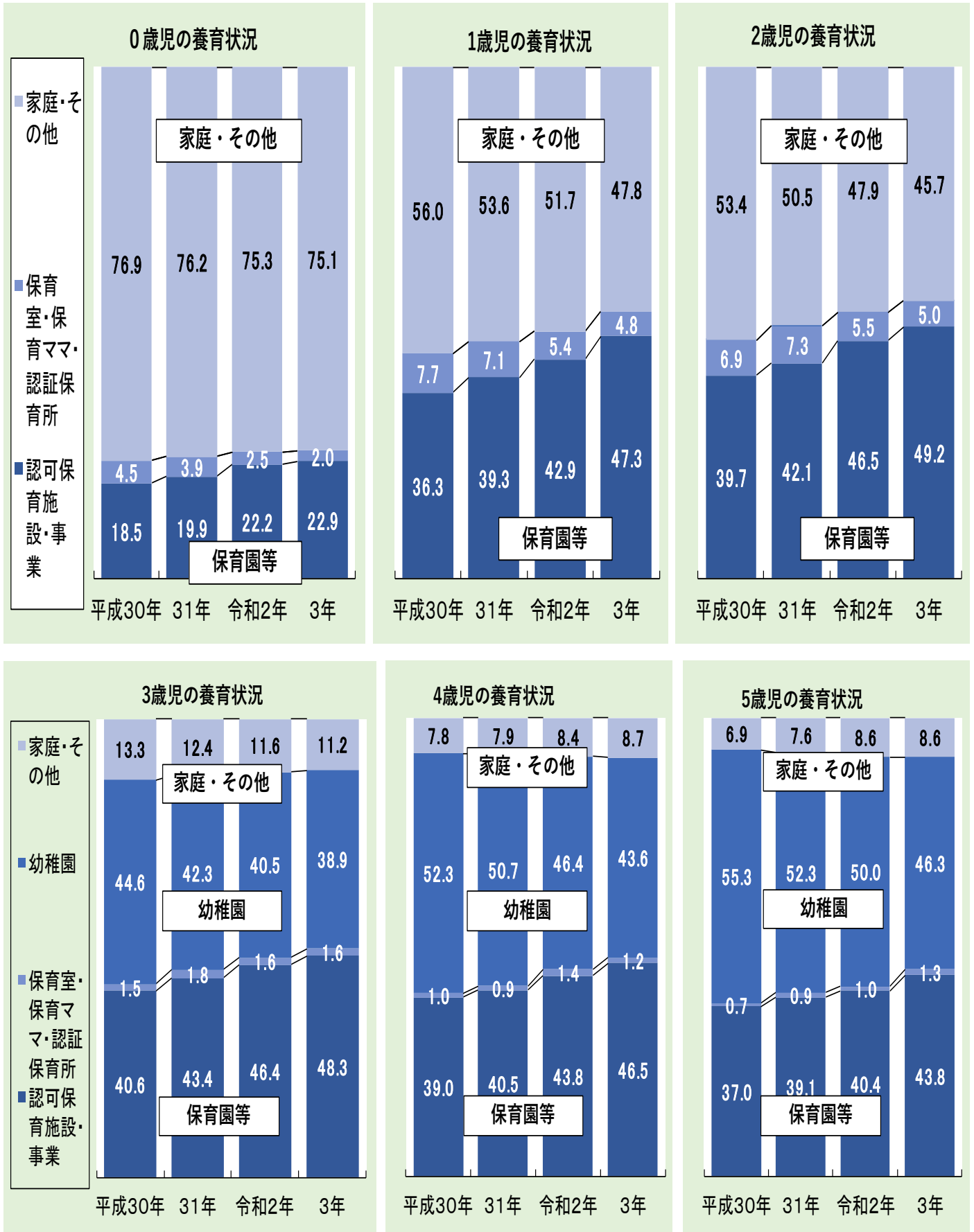
【世田谷区の乳幼児の養育状況の推移（割合） ※保健福祉総合事業概要（統計編）より】
 ① 0～5歳児（平成23年度～令和3年度）



※「認可保育施設・事業」は、認可保育園、認定こども園保育園枠、家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育事業（地域枠）

※「家庭・その他」は、各年齢の人口から、認可保育施設・事業や保育室・保育ママ・認証保育所、幼稚園等（公立・私立）を利用している児童数を差し引いた推計。企業主導型保育事業や認可外保育施設を利用している児童を含むことを留意する必要がある。

②年齢別（平成30年度～令和3年度）



※「認可保育施設・事業」は、認可保育園、認定こども園保育園枠、家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育事業（地域枠）
 ※「家庭・その他」は、各年齢の人口から、認可保育施設・事業や保育室・保育ママ・認証保育所、幼稚園等（公立・私立）を利用している児童数を差し引いた推計。
 企業主導型保育事業や認可外保育施設を利用している児童を含むことを留意する必要がある。